

【ページ番号検索】市ホームページには「ページ番号検索」機能があります。7桁の番号を入力すると直接該当ページにアクセスできます。(掲載例: HP 1234567)

超短時間雇用創出に取り組んでいます

市では障がいや難病のため長時間の就労が困難な人の社会参加や自立を応援するため、超短時間雇用(週20時間未満の雇用)創出に取り組んでいます。

●相談窓口 岐阜市超短時間ワーク応援センター(学園町2-33県障がい者総合就労支援センター内・HP 215-8280)

【働きたい人へ】面談をして、希望や適性に合った超短時間の仕事を案内します。長時間働くことは難しいけれど短時間なら働けそう、一つの仕事に取り組みたいという人はご相談ください。

【企業の人へ】やりたいができない仕事、困りごとをお聞きし、特定の仕事ができる人(超短時間ワーカー)を案内します。他の人に任せられる作業を超短時間ワーカーが担うことで、社員は本務へ集中して取り組むことができ、生産性や品質の向上が期待できます。

●雇用事例

- ・設計事務所でのデータ入力
 - ・インターネット販売の出品作業
 - ・ビジネスホテルでのシーツはがし
 - ・食堂での食材の下ごしらえ
 - ・市役所でのペットボトル分別・テーブル拭き
 - ・図書館の書庫整理など
- 【雇用までの流れ】①相談窓口へ相談 ②仕事の見学・体験 ③採用面接 ④雇用決定 ⑤職場定着支援
- 詳細は、岐阜市超短時間ポータルサイト(HP 1029881)に掲載。
- 問 障がい福祉課 HP 214-2572・HP 265-7613

2/24(火)から鏡島地区の一部を新しい住所に変更します

住所を分かりやすくするため、住居表示整備事業を進めています。2月24日(火)から、鏡島地区の一部の住所を「鏡島東1丁目・2丁目・3丁目・4丁目」を用いた新しい住所に変更します。

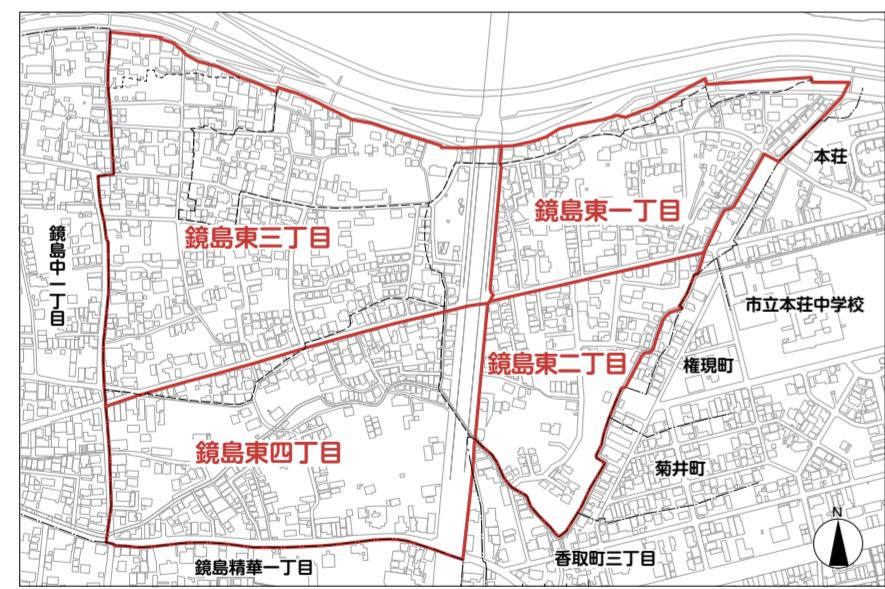
◆住所の書き方(例)

(変更前)鏡島●●●番地 (変更後)鏡島東●丁目●番●号

◆新郵便番号 〒501-0110[鏡島東1~4丁目]

●新住所の表示板を取り付けます

新住所を記載した表示板を各戸の玄関や門柱に取り付けるほか、新町名を記載した表示板を各街区の境界付近に取り付けます。その際、皆さんのお自宅の隣などに表示板を取り付ける場合がありますので、ご協力をお願いします。24日以降、住居表示実施区域内で住宅や店舗、事務所などを新築・改築された時は「建物等新築届」を提出してください。住所を決定してお知らせします。



問 市民課 HP 214-2853

水道料金・下水料金の支払いは口座振替などのご利用を

水道料金・下水料金の支払いは、口座振替やクレジットカード継続払いにすると支払いがなく、安心で便利です。

口座振替は指定の金融機関の窓口で、クレジットカード継続払いは市ホームページからアクセスできる申込専用サイトで申し込みできます。○詳細は、市ホームページに掲載。

問 上下水道料金センター HP 266-8835、上下水道事業部営業課 HP 259-7516

生活に困っている人を対象としたオンライン相談を開始

相談 無料

市在住で就職や住まい、家計管理などに困っている人を対象に、対面での相談に加えてオンラインでの相談を開始しました。寄り添いながら、自立に向けて支援を行いますので、ご相談ください。

◆開催日時 平日午前9時~午後5時(原則40分以内)

◆申込 岐阜市生活・就労サポートセンターホームページから申し込む。○詳細は、ホームページに掲載。

問 岐阜市生活・就労サポートセンター HP 265-3777

†詳細はこちら
HP 1023503

衆議院の解散に伴い、衆議院 小選挙区 比例代表 選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査が実施されます

投票日時
2/8(日)
午前7時~午後8時

●期日前投票

投票日当日に、仕事・冠婚葬祭などの理由で投票が困難な人や旅行・買い物など私用で投票区内にいない人は、次の期日前投票所で投票ができます。

・市庁舎2階市民多目的スペース

◆期間 2月7日(土)まで ◆時間 午前8時30分~午後8時

・市内全8か所のコミュニティセンター・柳津公民館(柳津町宮東1-1)

◆期間 2月7日(土)まで ◆時間 午前9時~午後6時

※時間帯によっては混雑が予想されますので時間に余裕をもってお越しください。

※最高裁判所裁判官国民審査の投票は2月1日(日)からです。

●不在者投票

出張などで岐阜市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きに時間を要しますので、お早めに投票用紙を請求してください。投票場所・時間などは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票用紙の請求にあたり、郵便での請求のほかに、選挙人本人が、マイナーポータルの「ぴったりサービス」を利用してオンラインで投票用紙を請求できます。請求には、電子証明書が記録されたマイナンバーカード、スマートフォン(マイナンバーカード対応機種に限る)もしくはパソコン(マイナンバーカードに対応するICカードリーダーが必要)が必要です。

また、入院・入所している病院・施設が不在者投票所に指定されている場合、そこで不在者投票ができます。病院・施設に直接お問い合わせください。

マイナーポータルぴったりサービス▶

●郵便による在宅投票

身体障害者手帳による障がいの程度が両下肢・体幹・移動機能の障がいにあつては1級もしくは2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいにあつては1級もしくは3級、免疫・肝臓の障がいにあつては1級から3級と記載されている人、または要介護5人の人で、投票所で投票することができない場合、郵便による在宅投票ができます。また郵便による在宅投票ができる人のうち、上肢もしくは視覚障がいが1級の人には、代理記載制度(代理記載人の届け出が必要)があります。

郵便による在宅投票を行う場合、事前に「郵便等投票証明書」の交付などの手続きをして、2月4日(火)の午後5時までに投票用紙などの交付を請求してください。

●代理投票

身体が不自由などの事由により、投票所で自ら投票用紙に候補者の氏名などを記載することができない人は、投票所の投票管理者に申し出てください。投票管理者が投票補助者2人を選任します。(補助者は選挙事務従事者の中から選ばれます。)補助者の1人が投票する人の指示する候補者の氏名などを記載し、もう1人がこれに立ち会います。最後に、投票する人に記載内容の確認をしていただき、投票箱へ投函します。代理投票は、期日前投票の場合もできます。

このほか、目の不自由な人は、点字器を使用して点字による投票ができます。また、投票用紙に記入する際に、枠が分かりやすくなる「投票用紙記入補助具」を各投票所に準備します。使用を希望する場合、投票所の選挙事務従事者に申し出てください。

●選挙公報の配布

候補者の氏名や経歴、政見などをお知らせする選挙公報を、2月6日(金)ごろまでに各世帯にお届けします。

○1月23日金時点での予定のため、最新情報は市ホームページ(HP 1037892)をご確認ください。

問 選挙管理委員会事務局 HP 265-2161

†詳細はこちら
HP 1023503

【ページ番号検索】市ホームページには「ページ番号検索」機能があります。7桁の番号を入力すると直接該当ページにアクセスできます。(掲載例: HP 1234567)

●予約方法など、詳細は市ホームページ(HP 1016726)を参照。

◆日時 2月1日(日)・14日(土)午前9時15分~正午

◆場所 市民課(市庁舎1階)および各事務所(市内8か所)

◆予約方法など、詳細は市ホームページ(HP 1016726)を参照。

◆日時 2月1日(日)・14日(土)午前9時